

令和3年度 新型コロナウイルス感染症発生施設への応援職員派遣協力金支給要綱

静岡県老人福祉施設協議会

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という）の発生により職員不足となった介護施設等を支援するため、応援職員を派遣した会員施設等に対して協力金を支給する場合の取り扱いを定める。

なお、この協力金は、全国老人福祉施設協議会（以下「全国老施協」という）により実施されてきた応援職員派遣施設への協力補助金（協力金）の支給対象が、全国老施協の制度見直しにより全国老施協の会員に限定されたことに伴い、全国老施協非会員施設に対する協力金支給制度を設け、引き続き応援職員派遣事業の積極的な推進に資することを目的として定めるものである。

2 対象施設及び金額

（1）支給対象施設

静岡県及び本会の要請により応援職員を派遣した会員施設等に対して協力金を支給する。ただし、本会会員が派遣元施設または派遣先施設の場合に限るものとし、全国老施協から協力金が支給されている場合及び派遣元施設と派遣先施設が同一法人の場合を除くものとする。

（2）協力金の額

1施設あたり5万円とする。

3 適用期間

本要綱施行日から令和4年3月31日までとする。

4 協力金の支給手続

（1）支給の申請

協力金は、支給対象となる会員施設等が本会に対して行う支給申請に基づいて支給される。支給申請手続きは、支給対象となる会員施設等が支給申請書（別紙「協力金申請様式」）を本会事務局に提出して行う。

（2）支給の決定

協力金支給の可否については、前記（1）によって提出された申請書に基づき、正副会長会議において決定する。

5 申請期限

感染症が発生した日から2ヶ月以内に申請するものとする。ただし、令和4年3月1日以降に感染症が発生した場合の申請期限については、会計処理の都合上、令和4年4月30日とする。

附則

1 この要綱は、令和3年12月27日から施行し、同日から適用する。